

第30回
会津美里町農業委員会定例総会

令和2年5月20日 水曜日 13時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第30回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和2年5月20日 水曜日 13時30分～14時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 横山 恒雄	
		3番 大越 洋一
	4番 松本 晋平	
	5番 諏訪 栄一	
	6番 五十嵐 薫	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真也	
	9番 根本 光一	
	10番 福田 與作	
	11番 間船 一男	
	12番 山田 隆義	
		推進委員 児島 三雄
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 根本 功
		推進委員 船田 民一
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 神村 修一
		推進委員 歌川 浩司
		推進委員 山内 榮一
	推進委員 平山 信雄	
		推進委員 國分 猛
	<hr/>	
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	

4. 議事録署名人 4番 松本 晋平 5番 諏訪 栄一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局 長 会議の前に、ご報告いたします。3番 大越洋一委員より欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告申し上げます。

事務局 長 それでは、ただ今から、第30回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長より挨拶申し上げます。

(山田会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名委員の指名をいたします。
4番 松本 晋平 委員、5番 諏訪 栄一 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第108号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局説明願います。

事務局次長 受付番号6番、譲渡人、譲受人。
申請農地は、寺崎字宮ノ前457番 田 2,164.00㎡でございます。申請事由でございますが、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のためです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は1筆の価格で640,000円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転です。

受付番号7番、譲渡人、譲受人。
申請農地は、字竹ノ花39番1 田 617.00㎡でございます。申請事由でございますが、高齢化による経営縮小、譲受人は経営規模拡大によるものです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は10アールあたり600,000円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況については、記載のとおりであります。

受付番号8番、譲渡人、譲受人。
申請農地は旭無量字道東32番 外3筆 田 3,865.00㎡でございます。氏が以前 氏に所有権移転した土地でありまして、氏がこれを買戻したいということで売買をするということでありました。申請事由でございますが、譲渡人は相手方要望、譲受人は経営規模拡大のためです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、全筆の合計で1,000,000円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況については、記載のとおりであります。

受付番号9番、譲渡人、譲受人。
申請農地は、松沢字中原242番1 田 1,089.00㎡でございます。申請事由でございますが、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は相手方要望です。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は無償でございます。無償の理由でございますが、氏の方が、営農はもうできない、どうしても譲りたいということで、知人の 氏に相談し、両者の間で合意したものであります。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況については、記載のとおりであります。

受付番号10番、譲渡人、譲受人。
なお、氏は、氏の世帯員に入っておりまして、毎週帰ってきて営農しているということでありまして。申請農地は藤家館字沖ノ館313番 畑 208.00㎡でございます。申請の事由でございますが、譲渡人は相手方要望、

譲受人は自宅隣接地で耕作適地であるためです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は 10 アールあたり 50,000 円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況については、記載のとおりであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第 108 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 108 は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第 3 条取消関係】

議 長 次に議案第 109 号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消願出についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番、譲渡人 。譲受人 。申請農地は字東川原 3380 番 外 7 筆 田 計 6,898 m²であります。以前 3 条により許可されましたが、今般資材置場に転用したいとのことで、許可の取消を願ったものであります。3 条の許可につきましては、令和 2 年 3 月に下りております。転用許可の可能性ですが、当該地の隣地に、 氏が経営するの資材置場がございまして、約 15,000 m²でございます。転用地は第 1 種農地に分類されますが、既存施設の 2 分の 1 までの面積であれば、既存拡張事業ということで転用が認められてございます。そのような内容で 5 条を提出予定であると伺っております。

受付番号 2 番、譲渡人 。譲受人 。申請農地は鶴野辺字町田 457 番 外 2 筆 田 2,496 m²、鶴野辺字宮ノ前 656 番

外2筆 畑 1,161㎡、計3,657㎡であります。当初は譲受人への譲渡について合意が成立していたものの、遺産分割協議の中で白紙撤回を求められたということでございます。3条の許可は令和元年10月でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第109号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第109号は原案のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号3番、設定人 、被設定人 。申請農地は、字高田道上2989番8 畑 262㎡です。権利設定の時期は許可日以降、価格は1㎡あたり17,176円となっております。転用目的は一般住宅の建築であります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和2年11月30日となります。建設物の名称及び面積につきましては、住宅85.29㎡、駐車場37.5㎡、通路・雪捨て場等で139.21㎡です。現地調査を実施しております。

受付番号4番、設定人 、被設定人 。申請農地につきましては、佐賀瀬川字狭小沢口3319番1 田 332㎡の内267.64㎡。設定時期は許可日以降、価格は無償となっております。この無償についてですが、通信用鉄塔の本柱に支払う使用料の中に含まれているため、無償となっております。なお、この通信用鉄塔については、転用許可不要となっております。転用目的は携帯電話無線基地局設定工事に伴う仮設トイレ、作業用地であり、一時転用案

件であります。工事着工及び完成年月日は許可日から3か月間となります。建設物の名称及び面積につきましては、仮設トイレ 1.34 m²、通路兼作業用地 266.3 m²であります。現地調査を実施しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長

以上で説明が終わりました。

本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。

受付番号3番については、渡部 稔 委員より報告願ひます。

渡部委員

令和2年5月8日 金曜日 13時30分より、現地調査を行いました。出席者は、申請代理人の 行政書士、施工業者の 、農業委員会からは私と児島 三雄 委員、事務局でございます。

転用目的は一般住宅の建築ということで、現在のアパートが手狭になるために、実家のある本町に住宅を構えたいとのことであります。

申請地の状況としましては、北側には町道、南側にはJR只見線の線路、東側には譲渡人の畑があり、西側には第三者の畑があります。なお、高低差はありません。

土砂流出防止策については、十分に転圧をかけ、土砂の流出を防ぐということです。

また、付近に農業用排水施設はありません。

周辺農地への影響ですが、東側の畑については、譲渡人の所有であり、同意を得ております。西側の畑についても、同意を得ております。

排水等に関しては公共下水道を利用し、雨水に関しては砂利敷きとして自然地下浸透させるとのことです。

以上、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

受付番号4番については、平山 信雄 委員より報告願ひます。

船田委員

令和2年5月8日 午前11時15分より、現地調査を行いました。

出席者は、申請関係者から代理人の 氏。農業委員会からは五十嵐 薫 委員、私、事務局でございます。

申請地については、佐賀瀬川字狭小沢口 3319 番 1 で、二岐ダムのすぐ下の集落の入り口のところでございます。転用目的は、一時転用ということで、仮設トイレ及び作業用地として3か月間転用するものであります。

付近への被害防止策ですが、付近の状況から、土砂流出、農業用排水施設への被害、周辺農地への影響等は全く発生しないものと考えられます。

また、汚水排水につきましても、仮設トイレで処理し、それ以外は発生しないということで何ら問題ないものと思われまます。

以上、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 110 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し意見を附すことに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 110 号は原案のとおり意見を附すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【所有権移転】

議 長 次に、議案第 111 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転についてを審議いたします。事務局説明願ひます。

事務局次長 受付番号 1 番、移転する者 、移転を受ける者 。移転農地は、小沢字下小沢 136 番 1 外 3 筆 田 計 4,553 m²。価格は 10 アールあたり 500,000 円でございます。経営状況は記載のとおりです。あっせん会議を実施しております。

受付番号 2 番、移転する者 、移転を受ける者 。移転農地は、小沢字下小沢 65 番 外 4 筆 田 計 11,222 m²。価格は 10 アールあたり 500,000 円でございます。経営状況は記載のとおりです。あっせん会議を実施しております。

議 長 以上で説明が終わりました。

本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号1番及び2番について、平山信雄 委員より報告を求めます。

平山委員

受付番号1番と2番について、それぞれ報告するものです。

受付番号1番については4月24日の午前10時から、本庁舎203会議室にて、あっせん会議を行いました。出席者は、申し出のあった 氏の代理人の 氏、相手方である 氏、あっせん委員の五十嵐薫委員と私であります。

まず、 氏から、受け手としてあっせん受付簿への登載申出がありました。さらに、 氏から、経営を縮小したいということで、認定農業者もしくは地域の担い手に譲渡したいということで、あっせんをお願いしたいという申し出がございました。双方の条件を確認したところ、 氏については、新鶴地域で約5.3ヘクタールの経営をしている認定農家でございます。あっせん基準を満たしており、譲渡先に最適であるとの判断に至っております。価格につきましても、双方より希望額の提示がありました。また双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りをしました。収量、水利、圃場の形状などを聞き取りしながら、双方納得したところで、10アールあたり500,000円ということで合意に至っております。

続いて受付番号2番ですが、同集落の方ですが、相手方が異なっており、 氏ということでございます。4月24日の午前11時から、あっせん会議を行いました。出席者は先ほどと同様でございます。

まず、 氏から、受け手としてあっせん受付簿への登載申出がありました。 氏についても、認定農家として約4.2ヘクタールの経営をしております。条件については、先ほどと同様ですので、10アールあたり500,000円で合意に至っております。

以上、ご報告申し上げます。

議 長

出席委員の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長

質疑なしと認め採決いたします。

原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 111 号の所有権移転は、原案のとおり意見を付すことに決しました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 111 号 の利用権設定を審議いたします。
お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、受付番号 23 番から 58 番までについて、一括して質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、議案第 111 号 受付番号 23 番から 58 番までを採決いたします。
原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 23 番から 58 番までは、原案のとおり意見を付すことに決しました。

【荒廃農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 112 号 荒廃農地にかかる非農地の決定についてを審議いたします。
事務局説明願います。

事務局次長 本件は、3 筆ございます。 氏、 氏からの申し出であります。お二人は同一世帯でありますので、1 件分となります。所在地は松岸字五本松 2067 番 1 畑 295 m²、同じく松岸字五本松 2109 番 畑 1,550 m²、松岸字

五本松 2118 番 1 田 440 m²でございます。当該農地につきましては、山際の休耕地でありまして、クマの食害も度々発生しており、水もなかなか来ないということで今回の申請に至っております。所有者を伴いまして、委員 2 名とともに 4 月 13 日に現地調査を実施しております。木が繁茂している場所については山林としまして、荒れている土地につきましては原野としたものであります。周辺の農地へは高低差がありまして、影響がないものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第 112 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
議案第 112 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 112 号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 77 号から第 78 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 77 号につきましては、4 件の届出が提出されております。相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【合意解約について】

事務局次長　　続きまして、報告第 78 号につきましては、2 件の合意解約書が提出されて
おります。中間管理機構を通して契約しているものの合意解約でございます。
説明は以上です。

議　　長　　以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議　　長　　異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理　　以上をもちまして、第 30 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたしま
す。慎重審議ありがとうございました。

《　　14：00　　終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印

会議録署名人 _____ 印

会議録署名人 _____ 印